

平成25年分所得に係る確定申告書記入例

【例】 寄附金額10,000円
 単身者
 収入5,000,000円(給与収入のみ)
 寄附金控除のみ申告

確定申告書について

申告書様式は最寄りの税務署、お住まいの自治体で取得できます。
 また、国税庁のHP「申告書等作成コーナー」では金額を入力し、印刷することも可能です。

確定申告書作成に必要な書類

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

平成25年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受ける 者	住所 又は居所	市 1-2-3		氏 名	美祢 太郎						
		支払金額			給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				
種別		5,000,000		3,460,000	880,000	160,500					
控除対象配偶 者の有無等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者全除く)			障害者の額 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額		
住居 開始 年月日		特定	定人	その他	特別 その他	500,000					
(重要)住宅借入金等特別控除可能額		円		国民年金保険料等の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新制国民年金保険料の金額	円	新制国民年金保険料の金額	円
居住開始年月日				配偶者の合計所得	円	国民年金保険料の金額	円	国民年金保険料の金額	円	国民年金保険料の金額	円
氏名		市 4-5-6		申請・退職	年 月 日	25				受給者生年月日	52 1 1
支払 者		株式会社		(電話)							

寄附金受領証明書(郵便局、金融機関の領収書でも可)

寄附金受領証明書	
住所	
氏名	
寄附金額	円
上記の金額を受領いたしました。	
平成25年 月 日	
美祢市長 村田 弘	
<p>※ この寄附金を寄附金控除の対象寄附金として処理している地方団体に 平成26年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ「所得税の寄附金控除の 適用を受けるために確定申告書提出する方は税務課へ」申告することにより、住民税の 寄附金控除の適用を受けられます。</p> <p>(注1) 所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金控除の適用を受けようとする 場合は、所得税の確定申告書の提出が必須です。確定申告書に本証明書を添付し、所得 税課へ確定申告書提出してください。</p> <p>(注2) 所得税の確定申告書提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金 控除の適用のみを受けようとする場合は、「居住用住民税・所得税控除 寄附金控除 申告書」に必要事項を記載の上、平成26年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告し てください。</p>	
問い合わせ 〒759-2292 山口県美祢市入道町326-1 美祢市総合政策課 TEL: 0837-52-1112 FAX: 0837-53-1959 E-mail: oosaku@city.mehi.jp	

寄附金の領収日が平成25年1月～12月末までのものに限る。
 (それ以降のものは、平成26年分確定申告の対象となる。)

確定申告書A「第二表」の記入方法

平成 25 年分の確定申告書A

市 1-2-3
美祢 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名	収入金額	源泉徴収税額
給与	株式会社	5,000,000	160,500
		源泉徴収票	源泉徴収票

年末調整を受けた金額と同じ場合は記入不要

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
社会保険料		社会保険料	
厚生年金保険料		厚生年金保険料	
健康保険料		健康保険料	
介護保険料		介護保険料	
合計		合計	

所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	項目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費率

住民税に関する事項

寄附金額を記入 10,000

寄附金額を記入 10,000

住民税における寄附金控除の計算

基礎控除
 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$

特例控除 (住民税所得割額の1割が限度)
 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率})$

【美祢太郎の例】

基礎控除
 $(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 800\text{円}$

特例控除
 $(10,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times (90\% - 10\%) = 6,400\text{円}$

控除合計
 $+ = 7,200\text{円}$

平成26年度の住民税から7,200円が減額されます。